答弁第二二三号

内閣衆質二○一第二三三号

令和二年六月十六日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆議院議長 大 島 理 森殿

衆議院議員丸山穂高君提出学校の臨時休業中における家庭学習の取扱いに関する質問に対し、 別紙答弁書

を送付する。

衆議 院議員丸山穂高君提出学校の臨時休業中における家庭学習の取扱いに関する質問に対する答弁書

## 一及び二について

学 校 が 知 知 ナウイルス感染症 庭学習における児童生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること」という要件を満 施に支障が生じる事態に備えるための特例的な措置」として、 しており、 課 お という。) . 尋 した家庭学習が (小学校、 ねね (令和二年四月十日付け二文科初第八十七号文部科学省初等中等教育局長通知。  $\mathcal{O}$ 「通知において不要とした理由」の意味するところが必ずしも明らかではないが、 児童生徒の学習状況及び成果を確認した結果、 中学校、 においては、 対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導につい 「教科等の指導計画 義務教育学校、 新型コロナウイルス感染症対策のため 高等学校、 に照らして適切に位置付くものであること」及び 中等教育学校及び特別支援学校をいう。 十分な学習内容の定着が見られ、 やむを得ず登校できない児童生徒に対し、 の臨時休業が長期化し 以 下 「教師が当該家 「教育課程 以下同じ。) 「学習指 再度指導す 「新型 . T  $\mathcal{O}$ コ (通 実 口 通

導で取り扱わないこととすることができる」としているところである。

る必要がないものと学校長が判断したときには、

学校の

再開後等に、

当該内容を再度学校における対

面指

また、

「学級全体の学習状況及び

が じること」としているところであり、各学校において、これらの学習指導通知の内容を踏まえた学習指導 十分である場合には、 成果に鑑み再度授業において取り扱わないこととする場合であって、一部の児童生徒への学習の定着が不 :適切に行われることにより、児童生徒の学習を保障することが可能であると考えている。 別途、 個別に補習を実施する、追加の家庭学習を適切に課すなどの必要な措置を講

## 三について

ない児童生徒に対しては、 学習指導通知においては、 学校における学習評価に反映することができる」としており、 指導計画等を踏まえながら家庭学習を課し、 「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校でき 各学校においては、 教師がその学習状況や成果を確認 これを踏まえ適切

## 四について

に対応されるものと考えている。

号文部科学省初等中等教育局長通知)においては、高等学校入学者選抜の実施者である都道府県教育委員 学校入学者選抜等における配慮事項について お 尋ね の趣旨が必ずしも明らかではないが、 (通知) 」 「中学校等の臨時休業の実施等を踏まえた令和三年度高等 (令和二年五月十三日付け二文科初第二百四十一

程 等の必要な措置を講じる」よう依頼しているところであり、 課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を実施すること、 域における中学校等の学習状況を踏まえ、 会等に対し、 まえた学習指導が適切に行われることにより、 いては、 に応じた適切な工夫を講じていただいて差支えない」としているところである。また、 にならないよう、必要に応じた適切な工夫を講じ」ることを求めており、各実施者の判断において、 中等教育学校の前期課程及び特別支援学校中学部をいう。) 「児童生徒が学校に登校することができるようになった時点で、可能な限り、 当該入学者選抜における「出題範囲や内容、 適切な範囲や内容となるよう設定する」ことに限らず、 生徒の学習を保障することが可能であると考えている。 出題方法」について「特定の入学志願者が不利 各中学校等 において、 (中学校、 この学習指導通 家庭学習を適切に課すこと 義務教育学校の後期課 学習指導通知にお 令和二年度の教育 知  $\mathcal{O}$ 内容を踏 「必要 地地

## 五について

ずしも明らかではないが、 その他の保護者は、 お · 尋 ね  $\mathcal{O}$ 「教員免許を持たない親による教育により、 子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身 教育基本法 (平成十八年法律第百二十号) は、 一定の学力水準を満たす」の意味するところが必 第十条第一項において、 「父母

学習指導要領 準として、学校教育法施行規則 省告示第六十四号)及び高等学校学習指導要領 るため、 しつつ、 に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」と規定 第五条第三項において、 ・・・その実施に責任を負う」と規定している。その上で、学校における教育課程の大綱的な基 (平成二十九年文部科学省告示第六十三号)、中学校学習指導要領 (昭和二十二年文部省令第十一号)第五十二条の規定等に基づき、 「国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保す (平成三十年文部科学省告示第六十八号) を定めていると (平成二十九年文部科学 小学校

ころである。